



2. 教育支援資金

対象となる世帯

- 低所得世帯
- 生活保護世帯

借入ケース例

① 高校・短大・大学・専門学校の修学費用を借りたい。

② 授業料、通学定期代が不足している。

③ 入学金、制服、カバン等の購入費が不足している。

教育支援資金には、【教育支援費】と【就学支度費】の2つがあります。

【教育支援費】 就学に必要な経費：授業料等の校納金、交通費等

【就学支度費】 入学に際し必要な経費：入学金、入学時に納入する経費、制服等の購入費用



教育支援資金のご利用にあたって

日本学生支援機構（給付型奨学金、第一種奨学金）や母子父子寡婦福祉資金などの他の貸付制度の活用が優先されます。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援資金	① 高等学校（専修学校高等課程を含む） 月額 35,000 円以内 ② 高等専門学校 月額 60,000 円以内 ③ 短期大学（専修学校専門課程含む） 月額 60,000 円以内 ④ 大学 月額 65,000 円以内 ※特に必要と認められる場合に限り、貸付限度額の 1.5 倍の額まで貸付可能です。	卒業後 6 カ月以内	20 年以内 おおよそ修学期間の 3 倍以内の年数 ※支援費と支度費の併用 した場合は、4 倍以内	無利子 (原則)
	就学支度費 50 万円以内			

〈教育支援費の計算方式〉・・・必要貸付限度額月額×12 カ月×修学期間（年）

〈償還例〉……………高校 3 年間 元金 1,760,000 円（支度費 500,000 円 + 支援費 35,000×36 カ月）

10 年（120 回）償還の場合 月額 14,660 円

・大学 4 年間 元金 3,620,000 円（支度費 500,000 円 + 支援費 65,000×48 カ月）

15 年（180 回）償還の場合 月額 20,110 円

・日本学生支援機構の各種奨学金が入金されるまでのつなぎとして貸付する場合は、在学中に償還することが条件です。

※教育支援金は修学する方（資金を活用する方）が借受人となり、保護者等世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

※連帯借受人がいない場合は、連帯保証人が必要です。

※貸付中、借受人の在学証明書を提出していただきます。

※支払い証明として領収書を提出していただきます。ご提出がない場合は、一括償還の対象となります。

※貸付期間に関わらず在学中は在学確認を年 2 回行います。

必要な書類

内 容	書 類	対象者
世帯の状況が明らかになる書類	世帯全員が記載されている住民票（本籍地記載）及び申込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード【表面のみ】等の写し）	借入申込者 連帯借受人 連帯保証人
借入申込者 世帯全員（成人）の所得がわかる書類	源泉徴収票、所得証明書（課税証明書）等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等 ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額がわかる書類	
障害者世帯	障害者手帳等の写し（特に必要な場合）福祉事務所の意見書、市町村長の意見書	当該対象者
生活保護世帯	福祉事務所の意見書	

●「教育支援費」に関する必要添付書類

- ・新入学の場合は「合格通知書」の写し、在学者については「在学証明書」
- ・授業料等の明細がわかる書類

●「就学支度費」に関する必要添付書類

- ・合格通知書または、入学許可証の写し
- ・経費の内訳がわかる書類

※上記以外に必要に応じて書類を求める場合があります。